

阿賀野市教育委員会告示第15号

阿賀野市就学援助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年9月30日

阿賀野市教育委員会

教育長 神 田 武 司

阿賀野市就学援助要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市就学援助要綱（平成27年阿賀野市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「令和2年度」を削り、同項中「令和2年度」の次に「及び令和3年度」を加える。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。